

磁気活水器の設置について

- ・水道メーターボックス内に磁気活水器が設置されていると、水道メーターを外すことが出来ないため取替えができません。磁気活水器を設置する場合は、下記図のとおり水道メーターから50cm以上の距離をとって、計量やメーター取替に支障のない位置に設置するようご協力をお願いします。
- ・取替対象のメーターで、磁気活水器がメーターボックス内に装着されている場合は、お客さまより取り外していただき、その後にメーターの取替えをします。

